

(別紙(1) 処分一覧表 1)

番号	氏名	被告 地方自治体	処分庁	処分決定 (H16)	老齢加算減額 (H16.4)	処分決定 (H17)	老齢加算減額 (H17.4)	母子加算減額 (H17.4)	多人数世帯減額 (H17.4)
1	A	広島市	広島市中福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.14	5,910		
2	B	広島市	広島市中福祉事務所長			H17.3.11	5,910		
3	C	広島市	広島市中福祉事務所長	H16.3.12	8,260	H17.3.18	5,910		
4	D	広島市	広島市中福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
5	E	広島市	広島市中福祉事務所長	H16.3.22	8,260	H17.3.18	5,910		
6	F	広島市	広島市南福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
7	G	広島市	広島市南福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
8	H	広島市	広島市南福祉事務所長	H16.3.18	8,260				
9	I	広島市	広島市西福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
10	J	広島市	広島市西福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
11	K	広島市	広島市西福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
12	L	広島市	広島市西福祉事務所長			H17.3.17		310	9,960
13	M	広島市	広島市東福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
14	N	広島市	広島市東福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
15	O	広島市	広島市安佐南福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
16	P	広島市	広島市安佐北福祉事務所長	H16.3.18	8,260	H17.3.18	5,910		
17	Q	広島市	広島市佐伯福祉事務所長			H17.3.15	5,910		
18	R	広島市	広島市佐伯福祉事務所長			H17.3.17		610	9,900
19	S	広島県承継 廿日市市	広島県広島地域事務所長	H16.3.19	7,510	H17.4.1	4,840		
20	AF	廿日市市	廿日市市福祉事務所長			H17.3.15	5,380		9,000
21	T	広島県	広島県広島地域事務所長	H16.3.26	8,260	H17.4.1	5,910		
22	U	広島県	広島県広島地域事務所長	H16.3.26	8,260	H17.4.1	5,910		
23	V	広島県	広島県広島地域事務所長			H17.4.1	5,910		
24	W	広島県	広島県広島地域事務所長			H17.4.1	5,910		
25	X	呉市	呉市福祉事務所長	H16.3.8	8,260	H17.3.22	5,910		
26	Y	呉市	呉市福祉事務所長	H16.3.8	8,260	H17.3.22	5,910		
27	Z	尾道市	尾道市福祉事務所長			H17.3.4	5,380		
28	AA	尾道市	尾道市福祉事務所長			H17.3.4	5,380		
29	AB	尾道市	尾道市福祉事務所長			H17.3.4	5,380		
30	AC	福山市	福山市福祉事務所長	H16.3.22	8,260	H17.3.28	5,910		
31	AD	福山市	福山市福祉事務所長	H16.3.15	8,260				
32	AE	福山市	福山市福祉事務所長			H17.3.28	5,910		